

介護予防・日常生活支援総合事業の今後の取組について

国による「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」改正(令和6年8月)等を受けて区では別紙のとおり取りまとめた「介護予防・日常生活支援総合事業の検証・評価と今後の取組について(検討報告)」に基づき、令和8年度以降、介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の拡充に向けて取り組むこととしたので、報告します。

1. 総合事業の概要

- 総合事業とは、区市町村が主体となり、医療・介護の専門的支援である介護保険サービスとは別に、介護予防等のための多様なサービスを実施し、要支援1・2等の高齢者に対する効果的・効率的な支援等を行う事業

○主な事業の内容及び対象者等は次のとおり

主な事業		内容		対象者	備考
予一 防般 事介 業護	介護予防普及啓発事業	○パンフレット配布や教室・講座等により、介護予防の知識や活動取組方法等の普及啓発を実施		・65歳以上の高齢者	
	地域介護予防活動支援事業	○健康づくりや栄養改善等の活動により、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進			
サービス・活動事業	従前相当サービス ・法改正(平成27年)前の 介護予防給付と同様に 指定事業者が提供する サービス	訪問型	○介護事業者のホームヘルパー(有資格者)が、自宅を訪問して入浴・食事等の身体介護や掃除等の生活援助を実施	・要支援1・2 ・国が定める「基本チェックリスト」に該当する事業対象者 ※サービス・活動Bは、上記対象者以外の地域住民が参加することも想定	
		通所型	○介護事業者が、デイサービス等により、機能訓練や食事・入浴等を提供		
	サービス・活動A	訪問型	○指定事業者のホームヘルパー(有資格者)が、自宅を訪問して掃除等の生活援助を実施		・区では未実施
		通所型	○指定事業者が、デイサービス等により、機能訓練や食事・入浴等を提供		
		訪問型	○多様な主体が、調理・掃除等の生活支援を実施		
		通所型	○多様な主体が、ミニデイサービスや運動・レクリエーション活動等を実施		
	サービス・活動B	訪問型	○多様な主体(住民主体の団体等)が、掃除・洗濯等の生活援助を実施		・区では未実施
		通所型	○多様な主体(住民主体の団体等)が、軽体操・レクリエーション・交流活動等を実施		
	サービス・活動C	訪問型	○理学療法士等の専門職が、3~6か月間で短期集中的な運動器や口腔機能向上などの相談・指導を実施		・区では未実施
		通所型	○理学療法士等の専門職が、3~6か月間で短期集中的な生活機能の改善・回復のトレーニングを実施		

2. 国のガイドライン改正のポイント

地域住民の主体的な活動などの多様な主体による総合事業の充実と利用促進を図り、要介護・要支援認定に至らない高齢者の増加、要支援状態の高齢者の自立促進と重度化予防の推進し、結果として介護費用の抑制を目指す

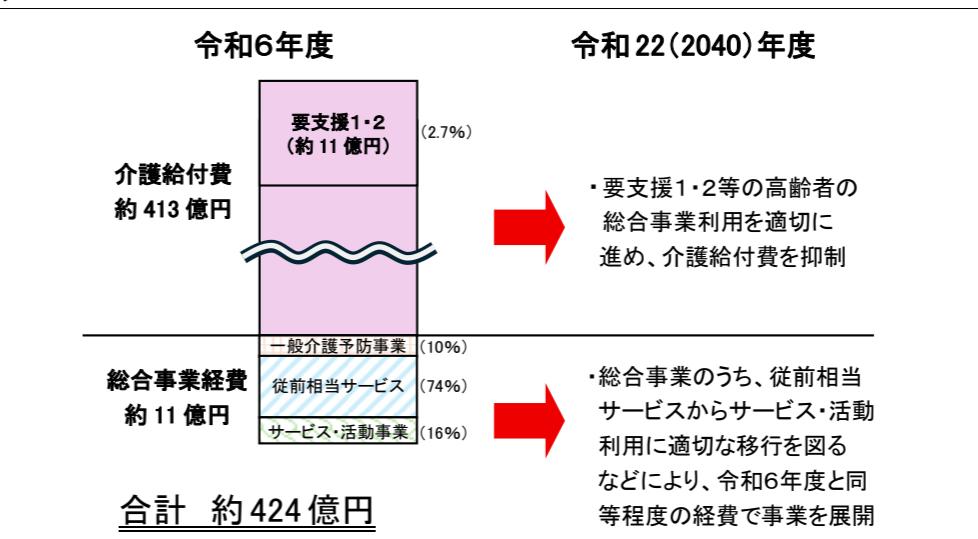
現状	今後の主な方向性
<ul style="list-style-type: none"> ○総合事業は、総じて介護事業者が提供主体 ○そのため、地域住民・団体など多様な主体によるサービス・活動を増やすことが課題 	 <ul style="list-style-type: none"> ○住民主体のサービス・活動や集いの場を増やし、総合事業へのアクセス機会と選択肢を拡充 ○こうした総合事業を推進することで、地域共生社会の実現や地域の活性化を推進

3. 区の検討報告(別紙)の概要

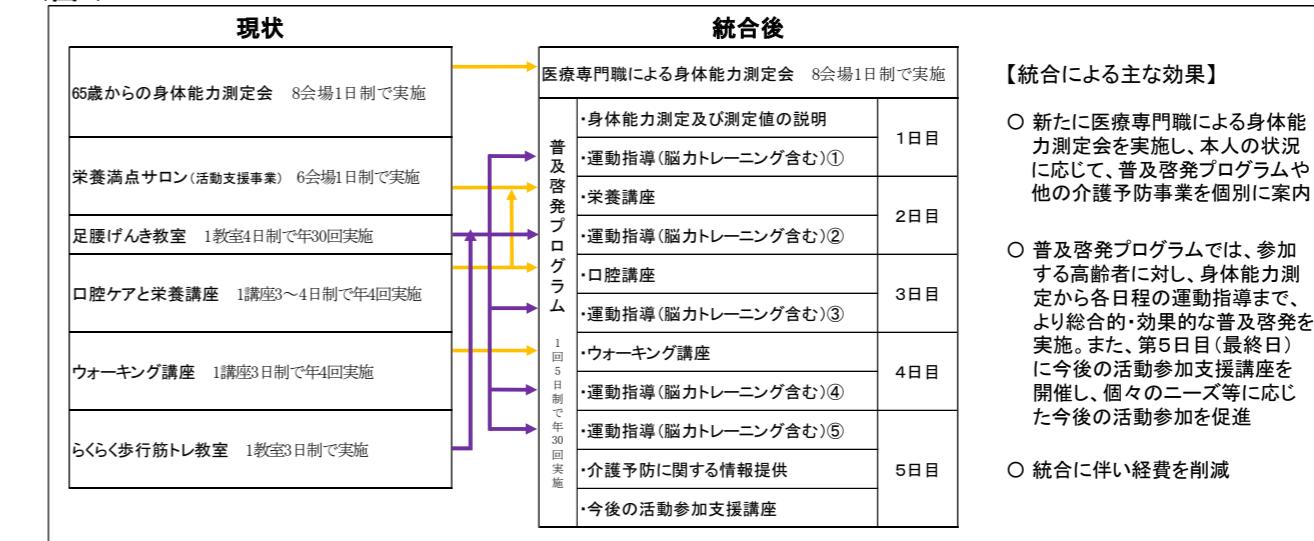
区分	ページ	主な内容
導入	P1	○国がガイドライン改正等により総合事業を充実させる方向性を示す中、区では平成28年度から実施している総合事業について、特段の見直しは行っていない。
2 総合事業を取り巻く状況	P2~7	○今後も中重度(要介護1~5)の要介護認定者数の増加が見込まれる一方で、介護人材不足により必要なサービスが適切に提供できない状況が懸念される中、区が要支援1・2等の高齢者を対象とする総合事業を拡充し、住民主体の活動等への参加を通じて健康維持・増進や介護度の中重度化に歯止めをかける意義は大きい。以上のことから、総合事業の効果的・効率的実施により、介護給付費の経費抑制等に加え、住民主体の活動等が充実することで、地域共生社会の実現につなげていくことが重要である。
3 一般介護予防事業の検証・評価	P8~12	○「足腰げんき教室」・「ウォーキング講座」(P8)、「わがまち一番体操」(P10)・「公園から歩く会」(P11)のように、事業目的に合致しているものの実施内容の工夫・充実が必要なもの、「口腔ケアと栄養講座」・「認知症予防教室」(P9)のように、他の教室や施策・事業と連携して実施すべきもの、「らくらく歩行筋トレ」(P10)・「栄養満点サロン」(P11)のように、事業目的と実施内容の整合性に欠けるものがある。
4 サービス・活動事業の検証・評価	P13~14	○「従前相当サービス」は主な対象者は進行性疾患や病態が安定しない者とする国の方針を踏まえつつも、住民等の多様な主体によるサービス・活動A又はBの充実を優先させ、結果として従前相当サービスの対象者がそれらのサービス・活動に緩やかに移行できる環境整備を図ることが望ましい。
	P14~16	○「サービス・活動A(訪問型・通所型)」は、現状の指定事業者のみによるサービス提供から、多様な主体によるモデル事業の実施などを通じて、段階的に充実を図っていくこととした。
	P16	○「サービス・活動B(訪問型・通所型)」は、これまで区では実施していないものの、区内で行われている類似するサービス・活動を生かした実施可能性を模索する等の必要がある。
	P17~18	○「サービス・活動C(訪問型・通所型)」は、今後のニーズに応じて、既存事業の拡充を図る必要がある。
	P19	○「介護予防ケアマネジメント」は、プラン作成の負担等を考慮し、現在行っている原則的な手法であるケアマネジメントAを簡略化したケアマネジメントB・Cの導入等を検討する必要がある。

区分	ページ	主な内容	取組年度 (予定)
5 今後取り組むべき事項・内容	P20	<ul style="list-style-type: none"> ○先述の検証・評価を踏まえ、次の基本的な考え方に基づいて今後の取組を進める 【基本的な考え方】 <ul style="list-style-type: none"> ・2040年問題を見据えた要支援1・2等の高齢者を対象とする総合事業の拡充を図り、介護給付費等の抑制及び必要な介護サービスを適切に提供できる環境整備を図る<図1参照>とともに、住民主体のサービス・活動の充実を通じ、地域共生社会の実現につなげる。 ・上記の目的による総合事業の拡充は段階的に進めることとし、令和8年度は必要なモデル事業等を実施する。 ・令和9年度以降における各年度の取組(内容・規模など)は、いずれも前年度の事業評価等を基に、当初予算編成を通じて具体化を図る。 	――
一般介護予防事業	P21	<ul style="list-style-type: none"> ○以下のとおり、各事業の充実を図るとともに、後述するサービス・活動事業と総合的・一体的に取り組むため、現在の保健サービス課から高齢者在宅支援課に所管を移管する。 	――
普及啓発事業	P21	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の「足腰げんき教室」(P8参照)、「ウォーキング講座」(P8参照)、「口腔ケアと栄養講座」(P9参照)、「認知症予防教室」(P9参照)、「65歳からの身体能力測定会」(P9参照)、「らくらく歩行筋トレ教室」(P10参照)、「栄養満点サロン」(P11参照)を統合し、より効果的かつ充実した事業を実施<図2参照> ○参加者拡大に向けて、健幸アプリ(すぎなみチャレンジ)の活用等による事業の周知を実施 	令和8年度
活動支援事業	P21	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の「わがまち一番体操」(P10参照)は、会場が不足しているエリアへの対応及び健幸アプリ(なみチャレ)の活用等による事業の周知を実施 ○既存の「公園から歩く会」(P11参照)は、室内での既存事業や通いの場の活用等による猛暑時季の代替策を検討 ○「地域ささえ愛グループ」(P11参照)は、同グループによるサービス・活動Bの実施可能性などを検討 ○「地域介護予防活動支援者の育成」(P12参照)は、すぎなみ地域大学を活用した人材育成等のあり方を検討 	令和8年度
サービス・活動事業	P22	<ul style="list-style-type: none"> ○以下のとおり、サービス・活動A～C及び介護予防ケアマネジメントに係る取組を優先的に実施する。 	――
サービス・活動A	P22	<ul style="list-style-type: none"> ○委託による通所型サービス・活動Aのモデル事業(ゆうゆう館3か所)を実施<図3参照> 	令和8年度
	P22	<ul style="list-style-type: none"> ○委託による通所型サービス・活動Aのモデル事業を拡充 	令和9年度
	P22	<ul style="list-style-type: none"> ○委託による訪問型サービス・活動A及びBの実施可能性を検討 	令和8年度
サービス・活動B	P22	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の「通いの場」(531か所)におけるサービス・活動Bの実施可能性を検討 	令和8年度
サービス・活動C	P22	<ul style="list-style-type: none"> ○ケア24における利用手続きの簡略化を実施 ○令和9年度における事業規模の拡大を検討 	令和8年度
	P22	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス・活動Cの事業規模を拡大 	令和9年度
介護予防 ケアマネジメント	P22	<ul style="list-style-type: none"> ○令和9年度におけるマネジメントB及びCの導入を検討 	令和8年度
	P22	<ul style="list-style-type: none"> ○マネジメントB及びCの導入 	令和9年度

<図1>



<図2>



<図3>

